

## 実施要領

- 1 業務名 安佐南区内公園樹支障木せん定その他業務（その2）（単価契約）
- 2 履行場所 安佐南区古市一丁目ほか
- 3 委託期間 令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
  - (1) 入札に付する工種は、作業の実施が標準的である7号工（設計書のうち工種・名称：7号工高木基本せん定 C=60cm以上120cm未満）とする。  
この7号工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
  - (2) 他の工種については、落札した7号工種の単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）と設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の比率（小数第6位以下切捨て）を他の工種の設計金額に乗じて算出し（1円未満切捨て）、100分の10に相当する額（1銭未満切捨て）を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 契約の締結  
落札者と別紙契約書のとおり委託契約を締結する。
- 6 契約保証金  
予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。  
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 7 設計書の数量について  
設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

## 補 足 事 項

### (補足事項 1)

本件業務における主たる業務（かん水を除く）を第三者に請け負わせ、又は委任してはなりません。

広島市委託契約約款第5条第2項で「受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。」と規定していますが、本件業務における主たる業務（かん水を除く）について、本市はこのことを承諾しません。

### (補足事項 2)

本件業務に配置される現場責任者（広島市委託契約約款第9条に既定する現場責任者）及び1級又は2級造園技能士は受注者の被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）でなければなりません。

なお、被雇用者の雇用期間の要件及び雇用関係の確認方法については、建設工事に係る現場代理人の確認方法（参照先：「広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)」→「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共事業の情報化と技術管理」→「工事受注者の方へ」→「建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係」→「建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係について」）に準じます。

### (補足事項 3)

本件業務の施行について、本市の承諾なしに本市が交付する指示書に記載した履行期限内に業務を完了させなかった場合、必要な資格者を配置しなかった場合など、契約を違反した受注者に対し、書面により警告を行うなど厳しく指導します。契約内容を変更する必要がある場合は本市と協議の上、承諾を得て業務を履行してください。

また、こうした指導に従わない事実を確認した場合には、指名停止措置、さらには契約解除を行うこともありますので、業務の入札に参加される方は十分留意してください。

なお、指名停止措置を受けた場合は、受注者は、指名停止期間中、本市の入札に参加できなくなります。（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱）

契約を解除した場合は、受注者は、「資格取消し」となり、3年間、本市の入札に参加できなくなります。（広島市契約規則第2条、物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱）

### (補足事項 4)

仕様書等に含まれる「公園緑地等維持管理標準仕様書（令和8年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）」及び「公園共通代価表（令和7年12月改訂 広島市都市整備局緑化推進部）」は緑化推進部公園整備課（市役所6階）及び各区役所維持管理課で閲覧できます。

また、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) → 「事業者向け情報」 → 「公園・緑化」 → 「広島市の公園・緑地」 → 「広島市の公園・緑地に関するお知らせ」 → 「公園緑地等維持管理標準仕様書／道路・公園緑化ガイドライン／公園共通代価表」でダウンロードできます。

### (補足事項 5)

本件業務では、樹木剪定作業（高・中・低木等の枝葉を切除する作業）を実施する作業員の氏名を、作業の実施に先立ち、所定の様式（公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式のうち様式3-1、3-2）により本市へ届け出ることとします。

### (補足事項 6)

本件業務では、主たる業務以外の作業について下請を入れる場合、業務打合せ簿（公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式のうち様式8）により本市へ承諾願を提出するものとします。公園緑地等維持管理標準仕様書の提出書類様式の末尾に掲載している記入例を参考に、下請についての承諾願を作成・提出し、あらかじめ本市の承諾を得てください。

## 積算参考資料

(この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。)

提 示 項 目	提 示 事 項												
諸経費関係	<p>(1) 共通仮設費率・現場管理費率・一般管理費率は土木工事標準積算基準書（令和7年8月版）に準じて設定している。その際の工種区分等は下記のとおりである。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、土木工事標準積算基準書の記載事項については、「工事」「工事費」等を「業務」「業務費」等に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 15%;">工種</th> <th style="width: 45%;">施行地域区分</th> <th style="width: 25%;">その他補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>公園工事</td> <td>市街地(DID 補正) (1)-3</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>公園工事</td> <td>市街地(DID 補正) (1)-3</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">なお、共通仮設費率には、上表に記載の補正とは別に、所定の補正係数を乗じている。補正係数については広島市ホームページの下記の場所に掲示している資料（「積算に当たっての注意事項」）を参照のこと。</p> <p style="padding-left: 20px;">【 広島市ホームページの掲載場所 】          広島市ホームページ（<a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/">https://www.city.hiroshima.lg.jp/</a>） &gt; 事業者向け情報 &gt; 公園・緑化 &gt; 広島市の公園・緑地 &gt; 広島市の公園・緑地に関するお知らせ &gt; 公園緑地等維持管理標準仕様書／道路・公園緑化ガイドライン／公園共通代価表 &gt; &lt;必ずお読みください&gt;積算に当たっての注意事項</p> <p>(2) 業務の全体数量に係る各経費率を算出するための、共通仮設費の率計上の金額および現場管理費の金額は 1 円までとし、1 円未満は切り捨てる。</p>	種別	工種	施行地域区分	その他補正	共通仮設費	公園工事	市街地(DID 補正) (1)-3	なし	現場管理費	公園工事	市街地(DID 補正) (1)-3	なし
種別	工種	施行地域区分	その他補正										
共通仮設費	公園工事	市街地(DID 補正) (1)-3	なし										
現場管理費	公園工事	市街地(DID 補正) (1)-3	なし										
安全対策関係	<p>交通管理費として、「交通誘導警備員 B」を延べ4人（昼間2人、夜間2人）見込んでいる。</p>												
そ の 他	<p>(1) 契約書に添付しない代価表（金抜き）は別添のとおり。</p> <p>(2) 公園共通代価表（令和7年12月改訂）は広島市ホームページの下記の場所に掲示している。</p> <p style="padding-left: 20px;">【 広島市ホームページの掲載場所 】          広島市ホームページ（<a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/">https://www.city.hiroshima.lg.jp/</a>） &gt; 事業者向け情報 &gt; 公園・緑化 &gt; 広島市の公園・緑地 &gt; 広島市の公園・緑地に関するお知らせ &gt; 公園緑地等維持管理標準仕様書／道路・公園緑化ガイドライン／公園共通代価表 &gt; 公園共通代価表（令和7年12月改訂）</p> <p>(3) 本業務の積算では、令和7年12月単価を適用している。          なお、固形状一般廃棄物処分手数料については、令和8年4月1日改定の料金を適用している。</p>												

安佐南区内公園樹支障木せん定その他業務（その2）（単価契約）

# 閱 覧 用 代 価 表

広島市 安佐南区役所 農林建設部 維持管理課















































































































































































第 920 号 (88) 薬品 石灰硫黄合剤等

( 100 ℓ 当り ) 代 価 表

内 訳		肥料等単価					
工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
薬品	石灰硫黄合剤等		ℓ	100.000			
計							
1ℓ当たり							

















